

# 令和4年度財政的援助団体等監査の結果報告書

令和6年1月  
沖縄県監査委員



# 目 次

## 第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施団体及び実施状況	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施方法	1

## 第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果	4
2 監査所見	6

## 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 一般財団法人沖縄県私学教育振興会	7
2 学校法人沖縄三育学院	7
3 学校法人昭和薬科大学	8
4 学校法人興南学園	8
5 学校法人尚学学園	9
6 那覇空港ビルディング株式会社	10
7 イノベーションサポート沖縄株式会社	10
8 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会	11
9 公益財団法人沖縄県平和祈念財団	12
10 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団	12
11 社会医療法人仁愛会	13
12 公益財団法人沖縄県農業振興公社	13
13 一般財団法人沖縄県水産公社	14
14 沖縄県信用保証協会	15
15 那覇空港貨物ターミナル株式会社	15
16 那覇商工会議所	16
17 沖縄県商工会連合会	16
18 株式会社沖縄ダイケン	17
19 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団	18
20 公立大学法人沖縄県立芸術大学	18
21 奥武山パークマネジメント	19
22 沖縄都市モノレール株式会社	19
23 久米島空港ターミナルビル株式会社	21
24 株式会社トラステック	21
25 株式会社丸将	21
26 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	22
27 名護中央公園管理共同企業体	22
28 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社	23
29 沖縄県緑化種苗協同組合	23
30 住宅情報センター株式会社	23
31 公益社団法人うるま市シルバー人材センター	24
32 一般社団法人沖縄じんぶん考房	24



## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

### 1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和4年度
- (2) 監査実施期間 令和5年9月1日から同年11月29日まで

### 2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。

監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領の別記1「財政的援助団体等監査実施選定基準」に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

### 4 監査の実施方法

団体から提出された監査調書をもとに、関係書類の確認や団体及び県の所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

	監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>総務部所管</b>			
1	一般財団法人沖縄県私学教育振興会	令和5年9月7日	出資・補助金
2	学校法人沖縄三育学院	令和5年9月1日	補助金
3	学校法人昭和薬科大学	令和5年9月12日	補助金
4	学校法人興南学園	令和5年9月6日	補助金
5	学校法人尚学学園	令和5年9月8日	補助金
<b>企画部所管</b>			
6	那覇空港ビルディング株式会社	令和5年9月12日 令和5年11月9日	出資・貸付金
7	イノベーションサポート沖縄株式会社 (沖縄ライフサイエンス研究センター)	令和5年9月8日	指定管理
<b>子ども生活福祉部所管</b>			
8	公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会	令和5年9月5日	出資・補助金
<b>子ども生活福祉部・土木建築部所管</b>			
9	公益財団法人沖縄県平和祈念財団 (平和の礎) (平和祈念公園)	令和5年9月13日	指定管理・補助金
<b>保健医療部所管</b>			
10	公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団	令和5年9月14日	出資
11	社会医療法人仁愛会	令和5年9月15日	補助金
<b>農林水産部所管</b>			
12	公益財団法人沖縄県農業振興公社	令和5年9月14日	出資・補助金
13	一般財団法人沖縄県水産公社	令和5年9月15日	出資
<b>商工労働部所管</b>			
14	沖縄県信用保証協会	令和5年9月12日	出資・補助金 損失補償
15	那覇空港貨物ターミナル株式会社	令和5年9月13日 令和5年11月29日	出資・貸付金
16	那覇商工会議所	令和5年9月6日	補助金
17	沖縄県商工会連合会	令和5年9月7日	補助金

監査実施団体		監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>商工労働部・土木建築部所管</b>			
18	株式会社沖縄ダイケン (沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区) (沖縄IT津梁パーク施設) (県民広場地下駐車場) (てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場)	令和5年9月14日 及び9月15日  令和5年11月6日	指定管理
<b>文化観光スポーツ部所管</b>			
19	公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団	令和5年9月20日	出資
20	公立大学法人沖縄県立芸術大学	令和5年9月22日 及び9月25日  令和5年11月6日	出資・補助金
<b>文化観光スポーツ部・土木建築部所管</b>			
21	奥武山パークマネジメント (沖縄県立奥武山総合運動場) (奥武山公園)	令和5年9月20日	指定管理
<b>土木建築部所管</b>			
22	沖縄都市モノレール株式会社	令和5年9月22日 令和5年11月6日	出資・補助金 貸付金
23	久米島空港ターミナルビル株式会社	令和5年9月20日	出資
24	株式会社トラステック (沖縄県総合運動公園)	令和5年9月25日 令和5年11月29日	指定管理
25	株式会社丸将 (金武湾港宇堅海浜公園)	令和5年9月26日	指定管理
26	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー (海軍壕公園)	令和5年9月7日 令和5年11月29日	指定管理
27	名護中央公園管理共同企業体 (名護中央公園)	令和5年9月8日	指定管理
28	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 (浦添大公園、中城公園)	令和5年9月25日 令和5年11月9日	指定管理
29	沖縄県緑化種苗協同組合 (バナナ公園)	令和5年9月26日	指定管理
30	住宅情報センター株式会社 (県営住宅：宮古地区、八重山地区)	令和5年9月21日	指定管理
<b>教育庁所管</b>			
31	公益社団法人うるま市シルバー人材センター (沖縄県立石川青少年の家)	令和5年9月1日	指定管理
32	一般社団法人沖縄じんぶん考房 (沖縄県立玉城青少年の家)	令和5年9月5日	指定管理
合計		32団体	

注：監査実施団体欄の( )書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。

注：監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ出向き実地監査を行った日である。

## 第2 監査の結果及び所見

### 1 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要するものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

#### (1) 会計事務に改善を要するもの

ア 那覇空港貨物ターミナル株式会社では、平成26年5月から令和4年5月までの株主配当金に係る源泉徴収事務に誤りがあり、非課税団体への株主配当金から所得税を14,886,180円源泉徴収していた。(商工労働部所管)

イ 公立大学法人沖縄県立芸術大学では、次のとおり手当の認定等が適正ではなかった。

(ア) 各手当の認定について、決裁を経ていなかった。

(イ) 県の関係例規等を準用しているが、県の各手当の規則に定められている認定簿を整備していなかった。

(文化観光スポーツ部所管)

ウ 久米島空港ターミナルビル株式会社では、扶養手当の支給に当たって、加算分の算定を漏らしたため、96,000円の不足払いとなっているものがあった。

(土木建築部所管)

#### (2) 公の施設の管理に関するもの

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

(ア) 株式会社沖縄ダイケン(てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場)では、勤務する職員が、令和5年3月から6月にかけて、利用者から受領した定期利用料39,400円(10件)を着服していた。(土木建築部所管)

(イ) 奥武山パークマネジメント(沖縄県立奥武山総合運動場)では、基本協定書第27条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。

(文化観光スポーツ部所管)

(ウ) 株式会社トラステック(沖縄県総合運動公園)では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

また、指定管理料で購入した備品について、同条で定める備品台帳への登録

がなされていなかった。

(土木建築部所管)

- (エ) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(海軍壕公園)では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

また、指定管理料で購入した備品について、同条で定める備品台帳が作成されていなかった。  
(土木建築部所管)

- (オ) 名護中央公園管理共同企業体(名護中央公園)では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

また、県において、貸与備品への物品管理シールの貼付がなされていないものがあつた。  
(土木建築部所管)

- (カ) 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社(浦添大公園及び中城公園)では、基本協定書(浦添大公園第24条、中城公園第26条)により県から無償貸与されている物品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

(土木建築部所管)

- (キ) 沖縄県緑化種苗協同組合(バンナ公園)では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

(土木建築部所管)

- (ク) 公益社団法人うるま市シルバー人材センター(沖縄県立石川青少年の家)では、基本協定書第29条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

また、指定管理料で購入した備品について、同協定書第30条で定める備品台帳が作成されていなかった。  
(教育庁所管)

#### イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

沖縄県都市公園条例(昭和52年沖縄県条例第41号)第25条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、沖縄県総合運動公園、海軍壕公園、名護中央公園、浦添大公園、中城公園及びバンナ公園について当該告示がなされていなかった。  
(土木建築部所管)

## 2 監査所見

令和4年度の財政的援助団体等の監査において、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理に是正又は改善を要するものが認められた。

県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

### (1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、株主配当金に係る源泉徴収事務に誤りがあったもの、手当の認定・支給事務が適正に行われていなかったものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた事務処理の適正確保に努めるとともにチェック体制の強化など、再発防止策を徹底する必要がある。

県においては、団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

### (2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、利用者から受領した定期利用料を着服していたものがあったほか、備品管理が不適正となっているものが多数あり、県においては、利用料金の告示がなされていないものがあった。

公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者においては、各種法令や基本協定等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理、チェック体制の強化など、適切な施設の管理・運営に努める必要がある。

また、県においては、関係法令に基づき、適切な施設の管理・運営と利用者の利便性向上が図られるよう指導・監督を徹底するとともに、県が行うべき事務は適正に処理していただきたい。

### (3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう指導・監督に努めるとともに、補助事業の実績確認を厳正に行っていたいただきたい。

公の施設の管理については、県が行うべき事務を適正に処理するとともに、指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが、安定的、継続的に提供され更なる向上が図られるよう、施設の管理・運営について指導・監督を行い、併せて、指定管理団体の経営状況の把握に努めていただきたい。

### 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

#### 1 一般財団法人沖縄県私学教育振興会（出資・補助金）

##### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、昭和43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 融資あっせん事業
- ② 助成事業
- ③ 退職資金給付事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

###### ア 基本金への出資

基本金600,000,000円のうち、518,000,000円、86.3%を出資している。

###### イ 補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金掛金補助金	385,867,870	125,015,958	私立学校教職員に係る退職金の積立

#### 2 学校法人沖縄三育学院（補助金）

##### (1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校及び中学校を設置しており、令和4年5月1日現在における児童・生徒数は小学校が99人、中学校が53人、合計152人となっている。

## (2) 補助事業の内容

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第53号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 （一般補助）	166,494,000	103,255,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 （特別補助）	2,298,000	1,243,000	人件費、教育研究経費
私立学校等物価高騰対策支援事業 補助金	9,567,431	1,448,000	光熱費、送迎用車両燃 料費
合 計	178,359,431	105,946,000	

## 3 学校法人昭和薬科大学（補助金）

### (1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に中学校及び高等学校を設置しており、令和4年5月1日現在における生徒数は中学校が644人、高等学校が599人となっている。

### (2) 補助事業の内容

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 （一般補助）	719,470,942	391,878,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 （特別補助）	6,345,360	1,160,000	人件費、教育研究経費
私立学校等物価高騰対策支援事業 補助金	35,713,011	5,588,000	光熱費、送迎用車両燃 料費
合 計	761,529,313	398,626,000	

## 4 学校法人興南学園（補助金）

### (1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に中学校及び高等学校を設置しており、令和4年5月1日現在における生徒数は中学校が475人、高等学校が1,060人となっている。

**(2) 補助事業の内容**

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	863,287,000	507,159,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	1,896,800	802,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立学校授業料軽減費補助金	1,491,800	1,386,200	授業料軽減事業
私立学校等物価高騰対策支援事業 補助金	17,878,433	2,747,000	光熱費、送迎用車両燃 料費
合 計	884,554,033	512,094,200	

**5 学校法人尚学学園（補助金）**

**(1) 補助の目的**

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発達を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に中学校及び高等学校を設置しており、令和4年5月1日現在における生徒数は中学校が835人、高等学校が1,106人となっている。

**(2) 補助事業の内容**

令和4年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	1,623,703,000	618,276,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	19,319,000	2,780,000	人件費、管理経費
沖縄県私立学校授業料軽減費補助金	336,000	336,000	授業料軽減事業
私立学校等物価高騰対策支援事業 補助金	38,809,480	5,175,000	光熱費、送迎用車両燃 料費
合 計	1,682,167,480	626,567,000	

## 6 那覇空港ビルディング株式会社（出資・貸付金）

### (1) 事業の概要

当法人は、那覇空港における旅客ターミナルビルの整備及び管理運営に当たるため、平成4年12月1日に第三セクター方式により設立された。

那覇空港は、国際交流拠点の形成、本県の基幹産業である観光リゾート産業の振興など県経済の自立的発展を図るための基盤として位置づけられており、国内線及び県内路線網の拠点空港として重要であることから、公共性、利便性、快適性を確保するとともに、我が国の南の交流拠点に相応しい旅客ターミナルの管理運営を行っている。

令和4年度における乗降客数は、国内線で1,582万人（対前年度比 97.9%増）、国際線で40万6千人（対前年度比 皆増）となっている。

令和4年度に完成した主要設備は次のとおりである。

- ① 国内線浸水対策工事
- ② 国内線特定天井改修工事（3階チケットロビー南側）
- ③ 国際線D F S店舗改修工事
- ④ 国内線保安検査機器（X線検査装置 4台）
- ⑤ 国際線保安検査機器（X線検査装置 2台）
- ⑥ 国際線共用チェックイン端末

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付けを行っている。

#### ア 資本金の出資

発行済株式48,000株のうち、12,000株、議決権比率25.0%を出資している。

#### イ 貸付金の状況

令和4年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	前年度末残高	令和4年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事業	356,302,000	0	54,814,000	301,488,000
那覇空港際内連結ターミナル施設整備事業	634,484,000	0	55,172,000	579,312,000
合 計	990,786,000	0	109,986,000	880,800,000

## 7 イノベーションサポート沖縄株式会社（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄ライフサイエンス研究センターの管理運営に当たることを目的として令和2年10月に設立された。

県は、沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として令和3年度から沖縄ライフサイエンス研究センターの管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 利用の許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の收受等に関する業務
- ③ センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

## (2) 財政的援助等の内容

沖縄ライフサイエンス研究センターの管理に関する基本協定書第35条に基づき利用料金を当法人の収入とし、第37条に基づき利用料金等収入をもって本業務の実施に係る費用を賄っているほか、同協定書第60条に基づき自主事業を実施している。

また、当法人は同協定書第38条に基づき納付金13,092,130円を県に納付している。

## 8 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会（出資・補助金）

### (1) 事業の概要

当法人は、県内の老人に対し、その心身の健康の維持、教養の向上及び生活の安定を図り、健全で豊かな老後の生活を行うことができるよう援助することを目的として、昭和37年9月に設立され、昭和49年2月に財団法人沖縄県老人クラブ連合会として認可された。平成24年4月から公益財団法人に移行し、現在に至っている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 各地区・市町村及び単位老人クラブリーダー研修会の実施
- ② 市町村老連幹部研修会の実施
- ③ 市町村老人クラブ女性リーダー研修会の実施
- ④ 老人クラブ大会の開催
- ⑤ 老人の意見発表大会の開催
- ⑥ 老人福祉作文コンクールの実施
- ⑦ 老人の日・老人週間への協力
- ⑧ 市町村老人クラブ事業に対する指導・助言
- ⑨ 高齢者相互支援事業の推進
- ⑩ 健康増進のためのグラウンドゴルフ大会等の実施
- ⑪ 老人スポーツ大会、作品展、芸能祭等への協力
- ⑫ 介護予防体操普及推進事業の推進

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

#### ア 基本金の出資

基本金270,320,000円のうち、200,000,000円、74.0%を出資している。

#### イ 補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県在宅老人福祉事業費補助金	20,774,868	20,774,000	高齢者地域福祉推進事業 老人スポーツ普及事業 老人作品文化展事業 老人芸能祭事業 等
地域づくりの担い手となる人材育成推進事業費補助金	116,729	58,000	第43回沖縄県老人の意見発表大会 第47回沖縄県老人福祉作文コンクール
合 計	20,891,597	20,832,000	

## 9 公益財団法人沖縄県平和祈念財団（公の施設の指定管理・補助金）

### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄全戦没者の御霊を奉慰顕彰し、霊域を維持管理するため必要な事業を行うことを目的として昭和32年10月に発足し、昭和35年6月に財団法人となった。昭和47年に財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会、平成18年7月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称し、平成25年4月に公益財団法人へ移行した。

県は、沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第13条及び沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から平和の礎及び平和祈念公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 沖縄全戦没者の慰霊に関する事業
- ② 霊域及び関連施設の維持管理等に関する事業
- ③ 平和の発信に関する事業
- ④ 平和祈念公園及び平和の礎の指定管理に関する事業

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対し次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

#### ア 補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
援護事業補助金	31,537,000	7,100,000	戦跡慰霊の清掃管理事業

#### イ 指定管理料の交付

当法人に対し、平和祈念公園の管理に関する年度協定書第4条の規定に基づき交付した指定管理料は37,207,000円、平和祈念公園の管理に関する基本協定書第42条の規定に基づき交付した追加的経費は22,025,190円となっている。

なお、同基本協定書第34条から第36条までの規定に基づく令和4年度の施設利用収入額は、121,940円となっている。

また、当法人に対し、平和の礎の管理に関する年度協定書第4条の規定に基づき交付した指定管理料は、20,822,000円となっている。

## 10 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（出資）

### (1) 事業の概要

当法人は、県民の保健及び医療の向上と福祉の増進に関する事業を行い、もって本県の保健医療福祉に寄与することを目的として、昭和49年3月に設立された。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 健康づくり運動普及啓発事業及び健康づくり活動団体等への助成に関する事業
- ② 腎臓等の臓器移植普及促進に関する事業
- ③ 病児や付添家族の滞在施設であるファミリーハウスの管理運営に関する事業
- ④ 勤労者の福祉の向上等に取り組む団体への助成に関する事業
- ⑤ 施設の貸付及び温泉の利用に関する事業

## (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産3,505,000,000円の全額を出資している。  
また、それ以外に特定資産として、5,400,530,000円を出資している。

## 11 社会医療法人仁愛会（補助金）

### (1) 補助の目的

県は、沖縄県医療計画等に基づき、救命救急センターの医師・看護師が搭乗する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を活用することにより、傷病者の迅速な処置と病院収容までの時間短縮を図り、救命率の向上及び後遺症の軽減に努め、離島・へき地の住民が安心して暮らせる医療体制の整備を図るため沖縄県救急医療対策費補助金、ヘリコプター等添乗医師等派遣協力病院支援事業補助金、医師派遣推進事業補助金及び沖縄県救急病院運営費等補助金を交付している。

### (2) 補助事業の内容

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県救急医療対策費補助金	285,743,235	278,141,000	ドクターヘリ運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等
ヘリコプター等添乗医師等派遣協力病院支援事業補助金	6,778,512	2,080,000	運営経費
医師派遣推進事業補助金	11,748,748	2,096,000	医師派遣経費
沖縄県救急病院運営費等補助金	1,275,825,236	47,688,000	救命救急センター運営に必要な経費
合 計	1,580,095,731	330,005,000	

## 12 公益財団法人沖縄県農業振興公社（出資・補助金）

### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における農業・農村の持続的発展のため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進、農業基盤の整備、農業の担い手となる青年農業者等の育成及び確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、昭和48年8月に設立された。平成23年11月11日に、財団法人沖縄県農業後継者育成基金協会と合併し、同月22日に沖縄県青年農業者等育成センターとして知事の指定を受けた。

また、平成25年4月1日に公益法人への移行に伴い、名称を「公益財団法人沖縄県農業振興公社」へ変更し、平成26年3月27日に農地中間管理機構として知事の指定を受けた。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 農地中間管理事業
- ② 遊休農地解消緊急対策事業
- ③ 農地保有合理化促進事業（担い手支援タイプ等）※継続分のみ
- ④ 農地中間管理事業の特例（農地売買等事業）

- ⑤ 一般農地売買事業（公社単独事業）
- ⑥ 畜産担い手育成総合整備事業
- ⑦ 不発弾等事前探査事業
- ⑧ 農業後継者育成確保事業
- ⑨ 沖縄県青年農業者等育成センター事業
- ⑩ 農業経営法人化支援総合事業（農業経営者サポート事業）業務受託事業
- ⑪ 沖縄県農業次世代人材投資事業（準備型）及び新規畑人資金支援事業（就農準備資金）業務受託事業

## (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金の交付を行っている。

### ア 正味財産への出資

基本財産へ充当した正味財産33,500,000円のうち17,100,000円、51.0%を出資している。

また、それ以外に特定資産として370,500,000円を出資している。

### イ 補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県農地中間管理機構事業補助金	106,293,190	106,293,190	農用地の集団化等のための農用地賃借
沖縄県農地売買支援事業補助金	3,431,714	3,431,714	農用地の集団化等のための農用地売買
畜産担い手育成総合整備事業補助金	491,582,700	416,343,000	畜産農家の経営規模の拡大等
不発弾等事前探査事業	8,283,000	8,283,000	不発弾の事前探査
農業後継者育成確保事業補助金	17,141,290	11,296,000	農業後継者の育成確保等
沖縄県農業生産・経営対策事業補助金	5,000,000	5,000,000	青年等の就農促進等
合 計	631,731,894	550,646,904	

## 13 一般財団法人沖縄県水産公社（出資）

### (1) 事業の概要

当法人は、漁業の生産振興に資するための事業を推進し、併せて関連産業の振興を図り、本県水産業の健全な発展並びに漁業者の生活及び福利を向上させ、もって消費者への水産物の安定供給と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和56年1月に県、糸満市及び漁業団体等により財団法人として設立され、平成26年4月に一般財団法人に移行した。

令和4年10月からは、沖縄県から高度衛生管理型荷捌施設を借用し、地方卸売市場を開業・運営している。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 市場事業
- ② 漁港管理受託事業
- ③ 賃貸事業（漁具資材倉庫、クレーン及びフォークリフト）
- ④ 自動販売機等事業

## (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して250,000,000円を出資したが、平成25年度に累積欠損金を処理したため、現在は基本財産に充当した指定正味財産30,000,000円のうち23,511,000円、78.4%を出資している。

## 14 沖縄県信用保証協会（出資・補助金・損失補償）

### (1) 事業の概要

当法人は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証、中小企業者等が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証等を行っている。

令和4年度の主な事業実績は、保証承諾額59,396百万円、保証債務残高300,655百万円、代位弁済額（元利）2,351百万円となっている。

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等を交付している。

#### ア 基本金の出資

基本金13,900,851,892円のうち、4,474,308,062円（32.2%）を出資している。

#### イ 損失補償金の交付

損失補償契約に基づき、121,856,281円を交付している。

#### ウ 補助金の交付

沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき、補助金382,310,000円を交付している。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
県単融資制度資金損失補償金	433,756,468	121,856,281	小規模企業対策資金等 13資金
沖縄県信用保証料補填補助金	64,068,796,694	382,310,000	信用保証料補填補助
合 計	64,502,553,162	504,166,281	

## 15 那覇空港貨物ターミナル株式会社（出資・貸付金）

### (1) 事業の概要

当法人は、平成21年4月10日に那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業等を目的に設立された。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業
- ② 不動産の管理・賃貸に関する事業
- ③ 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ④ 建物及び電気・給排水、空気調整等、保安、運転管理

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに事業資金の貸付けを行っている。

ア 資本金の出資

資本金1,000,000,000円のうち、250,000,000円、25%を出資している。

イ 貸付金の状況

令和4年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和4年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
新貨物ターミナル建設事業	280,016,000	0	93,332,000	186,684,000

## 16 那覇商工会議所（補助金）

### (1) 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を行うことにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業経営支援事業費補助金を交付している。

また、県内の中小企業者の円滑な事業承継の促進、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に各種補助金を交付している。

### (2) 補助事業の概要

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金	117,428,961	107,100,337	小規模事業者の経営改善発達の支援等
事業承継円滑化支援事業補助金	840,000	840,000	事業承継診断及び事業承継計画策定支援等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	320,624	319,800	経営基盤の強化を図り雇用環境の改善に資する事業
合 計	118,589,585	108,260,137	

## 17 沖縄県商工会連合会（補助金）

### (1) 補助の目的

県は、県内における商工会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする当連合会に対し、小規模事業の振興と安定に寄与するため、小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業に要する経費等について補助金を交付している。

## (2) 補助事業の概要

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金	1,151,869,074	947,384,967	小規模事業者の経営改善発達の支援等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	6,980,135	6,474,800	経営基盤の強化を図り雇用環境の改善に資する事業
合 計	1,158,849,209	953,859,767	

## 18 株式会社沖縄ダイケン（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第3条の規定により平成19年度から県民広場地下駐車場、令和元年度からてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）第3条の規定により平成25年度から沖縄 I T 津梁パーク施設、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第3条の規定により令和3年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 県民広場地下駐車場の利用料金の收受等、施設の維持及び修繕、施設利用に関する業務等
- ② てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の利用料金の收受等、施設の維持及び修繕、施設利用に関する業務等
- ③ 沖縄 I T 津梁パーク施設の使用許可手続、使用料等の徴収、維持管理、管理運営業務等
- ④ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設管理、施設運営支援等

### (2) 財政的援助等の内容

ア 県民広場地下駐車場の管理運営に関する基本協定書第40条に基づき、利用料金等を当法人の収入とし、第44条に基づき、利用料金等の収入をもって、本業務の実施に係る費用を賄っている。

また、年度協定書第5条に基づき固定納付金51,799,000円を県に納付している。

イ てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の管理運営に関する基本協定書第39条に基づき、利用料金等を当法人の収入とし、第43条に基づき、利用料金等の収入をもって、本業務の実施に係る費用を賄っている。

また、当法人は年度協定書第5条に基づき、剰余納付金14,500,000円を県に納付している。

ウ 県が沖縄 I T 津梁パーク施設の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、78,199,000円となっている。

エ 県が沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、94,968,000円となっている。

## 19 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団（出資）

### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内における芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62年11月4日に財団法人として設立され、平成25年7月1日に公益財団法人へ移行している。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援
- ② 沖縄県立芸術大学の学生及び研究生に対する奨学金の給与
- ③ 地域社会の芸術活動に対する助成

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産524,770,680円のうち、400,000,000円、76.2%を出資している。

## 20 公立大学法人沖縄県立芸術大学（出資・補助金）

### (1) 事業の概要

当法人は、卓越した教育研究の拠点として、沖縄文化が創り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究し、その成果を広く社会に還元するとともに、豊かな人間性と芸術的な創造力及び応用力を備えた人材を育成し、もって芸術文化及び地域社会の発展に資することを目的に、昭和61年に開学し、令和3年4月に公立大学法人へ移行している。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 大学の設置及び管理に関する業務
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行う業務
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行う業務
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対し学習の機会を提供する業務
- ⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

#### ア 資本金の出資

県は、当法人に対して資本金6,612,500,000円の全額を現物出資している。

#### イ 補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
公立大学法人沖縄県立芸術大学運営費交付金	1,317,254,760	1,317,254,760	大学運営に係る経費
公立大学法人沖縄県立芸術大学施設整備費補助金	119,600,000	119,600,000	教育環境の整備、教育水準の向上
合 計	1,436,854,760	1,436,854,760	

## 21 奥武山パークマネジメント（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当共同体は、沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理運営に当たることを目的として令和2年10月に設立された。県は、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第3条及び沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当共同体を指定管理者として令和3年度から沖縄県立奥武山総合運動場及び奥武山公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の利用許可に関する業務
- ② 管理施設の利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理施設等の維持管理に関する業務
- ④ スポーツの普及・振興に係る業務

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当共同体に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

ア 沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当共同体に交付した指定管理料（業務実施費）は、181,600,000円、沖縄県立奥武山総合運動場の管理運営に関する基本協定書第47条第2項に基づいて交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、1,206,260円となっている。

イ 奥武山公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同体に交付した指定管理料（業務実施費）は、50,100,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、23,451,201円となっている。

なお、令和4年度の施設利用料収入額は、沖縄県立奥武山総合運動場36,172,200円、奥武山公園2,303,975円となっている。

## 22 沖縄都市モノレール株式会社（出資・補助金・貸付金）

### (1) 事業の概要

当法人は、定時、定速性の確保ができる都市モノレールの導入を目指して、昭和57年9月に沖縄県と那覇市、その他23の民間企業の出資（第三セクター方式）により設立され、平成15年8月10日に那覇空港駅から首里駅の間12.9kmで開業。その後首里駅からてだこ浦西駅まで延伸し、令和元年10月1日に那覇空港駅からてだこ浦西駅の間17.0kmで開業した。

令和4年度における1日平均乗客数は4万6,326人で、前年度の1日平均乗客数3万2,263人に比べて、43.6%増加している。

## (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。

### ア 資本金の出資

県は、当法人に対する出資金総額13,862,500,000円のうち、5,264,450,000円、38.0%を出資している。

なお、令和4年1月19日に臨時株主総会での承認を得て、無償減資と欠損補填を組み合わせた資本政策を実施したことにより、資本金は10,720,000,000円から100,000,000円となっている。

### イ 補助金の交付

令和4年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
観光2次交通等利便性向上体制構築事業補助金	33,904,000	8,730,000	企画乗車券の割引等
沖縄都市モノレール事業補助金	7,673,285,000 〔R3繰2,680,285,000〕 〔R4 4,993,000,000〕	2,693,498,000 〔R3繰1,340,143,000〕 〔R4 1,353,355,000〕	モノレール3両編成車両製造等
沖縄都市モノレール運行継続支援事業補助金	7,912,000	3,956,000	物価高騰等による電気料金上昇への支援
合 計	7,715,101,000	2,706,184,000	

### ウ 貸付金の状況

令和4年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和4年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
都市モノレール建設事業資金貸付金	4,267,290,000	0	104,000,000	4,163,290,000
都市モノレール整備資金貸付金	2,310,000,000	0	0	2,310,000,000
都市モノレール事業資金貸付金	41,384,500	0	0	41,384,500
都市モノレール3両化導入加速化事業資金貸付金	5,800,000	31,900,000	0	37,700,000
合 計	6,624,474,500	31,900,000	104,000,000	6,552,374,500

## 23 久米島空港ターミナルビル株式会社（出資）

### (1) 事業の概要

当法人は、久米島空港を中型ジェット機対応の空港として整備する中、久米島空港ターミナルビルの管理運営に当たるため、平成9年2月に第三セクター方式により設立された。

令和4年度における乗降客数は202,215人で、前年度に比べ63,092人（45.3%）増加している。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① ターミナルビルの維持管理業務
- ② 土産品店、事務所等の貸室事業
- ③ 壁面広告、自動販売機設置等の附帯業務

### (2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、資本金294,000,000円のうち、135,000,000円、45.9%を出資している。

## 24 株式会社トラステック（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当法人は、公共の公園、体育施設の利用者に対するサービスの更なる向上を目的に、運営管理業務の専門会社として、平成20年4月に設立された。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、平成21年度から平成26年度までの6年間で当法人、平成27年度から令和元年度までの5年間で当法人を代表とする共同企業体、令和2年度から当法人を指定管理者として沖縄県総合運動公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 利用料金の徴収に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県総合運動公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料（業務実施費）は、324,000,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、550,000円、沖縄県総合運動公園の管理に関する基本協定書第18条第2項に基づいて交付した指定管理料（大規模修繕等）は、33,030,124円となっている。

なお、令和4年度の施設利用収入額は、99,137,597円となっている。

## 25 株式会社丸将（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当法人は、環境保護や地域社会の健全な成長を促進し、本県の持続可能な未来へ貢献することなどを目的として、令和2年2月に設立された。

県は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として令和4年度から金武港湾宇堅海浜公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 海浜公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- ② 海浜公園利用者の安全管理等の業務
- ③ 有料施設の利用許可、利用料金の收受等に関する業務

## (2) 財政的援助等の内容

金武湾港宇堅海浜公園の管理に関する協定書第43条に基づき利用料金を当法人の収入とし、第45条に基づき利用料金等収入をもって本業務の実施に係る費用を賄うこととしているが、県は、第51条第2項に基づき指定管理料（不可抗力に起因する工事）、3,058,000円を交付している。

また、同協定書第20条に基づき、自主事業を実施している。

なお、令和4年度の利用料金収入額は、1,546,300円となっている。

## 26 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンションの振興を図り、もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的として、平成8年4月に（財）沖縄デジタルズビューロー、（財）沖縄コンベンションセンター及びオキナワコンベンションビューロー（任意団体）が統合されて発足したものである。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から海軍壕公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 利用料金の徴収に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県が海軍壕公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料（業務実施費）は、16,829,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、110,000円、海軍壕公園の管理に関する基本協定書第18条第2項に基づいて交付した指定管理料（大規模修繕等）は、22,880,000円となっている。

なお、令和4年度の利用料金収入額は、1,289,762円となっている。

## 27 名護中央公園管理共同企業体（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当共同体は、令和2年1月に沖縄文化スポーツイノベーション株式会社と名護自然動植物公園株式会社の2社で設立された。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、令和2年度から当共同体を指定管理者として名護中央公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 利用料金の徴収に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県が名護中央公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料（業務実施費）は、25,800,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、621,720円となっている。

なお、令和4年度の当共同体の指定管理料以外の収入は、主に自主事業による自動販売機設置に係る収入など、1,488,061円となっている。

## 28 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、当法人を指定管理者として令和2年度から浦添大公園、令和3年度から中城公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 利用料金の徴収に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

ア 浦添大公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に交付した指定管理料（業務実施費）は、33,100,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、550,000円、浦添大公園の管理に関する基本協定書第18条第2項に基づいて交付した指定管理料（大規模修繕等）は、5,104,000円となっている。

イ 中城公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に交付した指定管理料（業務実施費）は、25,000,000円、同協定書第4条第2項に基づいて交付した指定管理料（不可抗力に起因する工事）は、580,800円となっている。

なお、令和4年度の施設利用料収入額は、浦添大公園235,950円、中城公園114,360円となっている。

## 29 沖縄県緑化種苗協同組合（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当法人は、緑化生産業者の将来の発展と地域社会への貢献を図るため協同組合組織によって、互いに協調し、連携して経済活動をするを目的に設立された。

県は、沖縄県都市公園条例第17条の規定により、平成18年度から平成20年度まで当法人を代表者とする沖縄県緑化種苗協同組合・協同組合沖縄産業計画共同企業体を、平成21年度から平成24年度まで当法人を代表者とする緑化産業計画共同企業体を、平成24年度からは当法人を指定管理者としてバナナ公園の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 利用料金の徴収に関する業務
- ③ 公園の施設及び附属設備等の維持及び管理に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県がバナナ公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、45,212,000円となっている。

なお、令和4年度の施設利用料金収入は、544,890円となっている。

## 30 住宅情報センター株式会社（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第65条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から県営住宅（宮古、八重山地区）の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 県営住宅の入居の手続に関する業務
- ② 入居者の指導及び連絡に関する業務
- ③ 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務等

## (2) 財政的援助等の内容

県が、沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第8条第1項に基づいて、令和4年度に当法人に対し交付した指定管理料は宮古地区18,600,000円、八重山地区18,779,000円、合計で37,379,000円となっている。

また、沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書第4条第1項により、令和4年度に当法人に対し交付した維持修繕費は、宮古地区150,092,977円、八重山地区139,309,374円、合計で289,402,351円となっている。

## 31 公益社団法人うるま市シルバー人材センター（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立石川青少年の家の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ② 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、41,143,000円となっている。

なお、令和4年度の当法人の利用料金収入は、628,450円となっている。

## 32 一般社団法人沖縄じんぶん考房（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当法人は、児童又は青少年の健全な育成を目指し、自立した成長を助けるための体験活動の充実促進及び啓蒙活動を行い、学びつながっていく豊かな地域社会づくりに寄与することを目指し設立された。

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として令和元年度から沖縄県立玉城青少年の家の管理を行わせている。

令和4年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、42,809,000円となっている。

なお、令和4年度の利用料金収入は、470,000円となっている。